

# 平成22年度地方近代化基金融資推薦申込について

近代化基金融資は、トラック事業の近代化・合理化・環境対策の対応を図ることを目的として行われているものであり、当協会が融資に対して助成を実施します。概要は、次のとおりです。

近代化基金融資に対する助成（融資総枠 19 億 9,311 万 9 千円）  
 融資内容と補助内容

項目	NOx排ガス融資	近代化基金融資	保有台数5両未満の増車特別融資
融資限度額	各1,500万円		
基準金利	1.60%		
協会の利子補助	1.20%	0.80%(1.2%)	1.60%
実質負担金利	0.40%	0.80%(0.45%)	0.00%
償還期間	5年以内	10年以内 (車は5年以内)	5年以内
融資機関	商工中金		
その他	商工中金との協議		

省エネ機器導入による場合 (基準金利は平成22年3月10日現在)

## 1. 自動車NOx・PM法に基づく排出ガス規制基準適合車等への買い換え融資 (第22回NOx融資)

### (1) 対象経費

非適合車(別添 )を適合車(別添 )へ買い換えるのに要する資金であり、  
代替を証する書面が必要となります。

代替を証する書面 一時抹消登録証明書(写)、現在登録証明書(写)

### (2) 融資条件

商工中金等で定める一般貸付の要領によって処理されるが、トラック運送事業の適正な振興、機会の均等をはかるため融資限度額を次のとおり定める。

融資限度 1,500万円

但し、現在借入残高に本年度申込額を加算した金額がそれぞれの融資で3,000万円以内であること。また、融資推薦申込総額が融資枠を上回った場合は、公開抽選により推薦決定とする。

なお、本年度すでに推薦決定を受けた会員は、対象外と致します。

貸付利率 商工中金所定利率による。(長期プライムレートに連動)

償還期間 5年以内

据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内とする。  
その他 償還方法、担保、保証人、信用保証等は、商工中金との協議によります。

(3) 利子補給 この制度融資の借入者に対し、協会は次の補給率により利子補給を行うものとし、借入者が商工中金に対し利息を支払う時に利子補給金を支給する。

借入者	共同体	個別企業体
長期プライムレート	1.60%	1.60%
利子補給率	1.20%	1.20%
正味貸付利率	0.40%	0.40%

(平成22年3月10日付け)

## 2. 近代化基金融資(第53回一般融資)

(1) 対象経費 トラクターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金

・ トラック事業者が近代化・合理化のための事務機器(コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器等)の設置購入に要する資金を含む。

・ 設備の「補修・改修」に要する資金を含む。

福利厚生施設の整備に要する資金

荷役機械・車両等の購入(代替を含む。)及び車両の改造に要する資金及び、環境対策に対応を図る為のDPF・酸化触媒の装着費用

〔注1〕 上記事業に要する資金で、投資の時期が平成22年4月以降平成23年3月末までの期間内であるものを融資対象とする。

〔注2〕 1.のNOx融資に該当しない車両の買換え、または、増車に要する資金はこちらの融資が対象になります。

〔注3〕 運転資金は含まない。

(2) 融資条件 商工中金で定める一般貸付けの要領によって処理されるが、トラック運送事業の公平な振興、機会の均等をはかるため融資限度等を次のとおり定める。

融資限度 1,500万円

但し、現在借入残高に本年度申込額を加算した金額がそれぞれの融資で3,000万円以内であること。また、融資推薦申込総額が融資枠を上回った場合は、公開抽選により推薦決定とする。

なお、本年度すでに推薦決定を受けた会員は、対象外と致します。

貸出利率 商工中金の所定の利率による。(長期プライムレートに連動)  
償還期間 10年以内とする。ただし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数の70%以内とする。(車両については5年以内)  
据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内とする。  
その他 償還方法、担保、保証人、信用保証等は、商工中金との協議によります。

(3) 利子補給 この制度融資の借入者に対し、協会は次の補給率による利子補給を行なうものとし、借入者が商工中金に対し利息を支払うときに利子補給金を支給する。

借入者	共同体	個別企業体
長期プライムレート	1.60%	1.60%
利子補給率	0.80% (1.20%)	0.80% (1.20%)
<b>正味貸付利率</b>	<b>0.80%</b> <b>(0.40%)</b>	<b>0.80%</b> <b>(0.40%)</b>

低公害車(CNG・ハイブリッド)およびEMS・トラコ等省エネ機器導入による場合。  
(平成22年3月10日付け)

### 3. 許可基準割れ(5両未満)事業者の増車融資(特別融資)

#### (1) 対象経費

保有台数5両未満の一般貨物自動車運送事業者に対する取り扱いについて(平成9年11月28日自貨111号運輸省自動車交通局貨物課長通知)に基づき5両に達するまでの増車に要する資金(運輸支局の受領印がある事業計画書に基づくもの)

#### (2) 融資条件

商工中金等で定める一般貸付の要領によって処理されるが、トラック運送事業の適正な振興、機会の均等をはかるため融資限度額を次のとおり定める。

融資限度 1,500万円

但し、現在借入残高に本年度申込額を加算した金額がそれぞれの融資で3,000万円以内であること。また、融資推薦申込総額が融資枠を上回った場合は、公開抽選により推薦決定とする。

なお、本年度すでに推薦決定を受けた会員は、対象外と致します。

貸付利率 商工中金所定利率による。(長期プライムレートに連動)  
償還期間 5年以内  
据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内とする。  
その他 償還方法、担保、保証人、信用保証等は、商工中金との協議によります。

- (3) 利子補給 この制度融資の借入者に対し、協会は次の補給率により利子補給を行うものとし、借入者が商工中金に対し利息を支払う時に利子補給金を支給する。

借入者	共同体	個別企業体
長期プライムレート	1.60%	1.60%
利子補給率	1.60%	1.60%
正味貸付利率	0.00%	0.00%

(平成22年3月10日付け)

#### 4. 各融資の共通事項

- (1) 公募融資総枠 19億9,311万9千円

- (2) 公募期間 平成22年4月1日(木)から平成23年2月28日(月)まで  
理事会開催7日前が締切日です。

- (3) 融資対象者 社団法人栃木県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者で、次に該当するものとする。但し再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、全償還後または3ヶ月以上当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されたものに限る。

商工中金に対して出資している協同組合等の団体、又はその構成員であること。

商工中金の代理店となっている信用組合の組合員であること。但し、この組合は信用組合を通じてのみ代理貸付を受けられる。

〔注〕 に該当する共同体は次のとおりである。

(商工中金に出資している組合に限る)

栃木県貨物自動車運送事業協同組合連合会

栃木県トラック協会協同組合

栃木県トラック運送事業協同組合

宇都宮貨物運送事業協同組合

安佐トラック運送事業協同組合

栃木県北貨物運送事業協同組合

栃木県東トラック事業協同組合

栃木県南トラック協同組合

栃木県塩那地区運送事業協同組合

足利トラックセンター事業協同組合

とちぎ流通センタートラック協同組合

物流ネットワーク栃木協同組合

グリーンロード協同組合

とちぎ未来ロジスティクス協同組合

協同組合日本引越しセンター

関東運送事業協同組合

関東交通共済協同組合

の商工中金の代理店となっている信用組合は次のとおりである。

真岡信用組合（真岡）

那須信用組合（那須塩原）

(4)取扱金融機関 商工組合中央金庫宇都宮支店または同足利支店

(5)申込み方法 所定の申込書により公募期間満了日（平成23年2月28日）までに社団法人栃木県トラック協会に申込みすること。（融資推薦申込み者の本社が所在する都道府県のトラック協会に対してのみ、これを行なうことができる。）

融資推薦申込書

企業要領（個別企業または組合用）

事業計画書

協会では運営委員会（理事会）を開催し、事業計画の適否について検討した後、申込み者に対し融資推薦の適否を決定通知する。

申込み希望者は、協会からの融資推薦決定通知書の写しを添えて商工中金に借入れ申込みをする。

(6)融資推薦適否決定通知日 理事会承認後、一週間以内に通知します。  
理事会日程につきましては、ホームページ月予定表にてご確認ください。

〔注〕この融資推薦通知は、融資の決定ではありません。融資の可否は、商工中金の審査で決定されます。

(7)商工中金あて借入れ申込期限 平成23年 3月末日

(8)その他

この要項に定めない事項は、近代化基金運営要項および近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる。

〔注〕借入れ手続きは、商工中金の一般貸付けと同じ取扱いとなるが、次の点に留意されたい。

資料の持参

説明資料として、最近二期分程度の決算書、事業経歴書、事業計画書等の書類を持参する。

責任者による説明

収支の現状や今後の業績の見とおし、および資金借入れが必要な理由とその効果等、経営の全般について責任者が直接説明することが望ましい。

返済計画

- ・借入れに際しては、借入れた資金をどのようにして、いつまでに返済できるか、また、その財源と見とおしを十分検討したうえで申込みが必要である。

- ・借入金がNO×融資について正当な理由がなく申請にかかる事業計画と異なるものに転用した場合は、その助成を打ち切るとともに、既往の助成金の返済をもとめるものとする。

用途確認

融資対象物件が完成（購入）したときは、用途確認のため、不動産の場合は契約書写しと登記簿謄本、動産の場合は領収書などを商工中金あて提出する。

以 上

(別紙 )

自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく排出基準 非適合車(抹消等対象車両)

平成22年3月

車両総重量	ディーゼル車		車両総重量	ガソリン・LPG車			
	窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号		窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号		
1.7t以下	NO <sub>x</sub> :0.48 (0.25)g/km PM :0.055 (0.026)g/km (10・15)	平成14年規制適合車 平成9年規制適合車 平成5年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	KP -、HW - KE -、HA - KA - S - P - N - K - 記号なし	1.7t以下	NO <sub>x</sub> :0.48 (0.25)g/km (10・15)	昭和56年規制以前の適合車	L - J - H - 記号なし
1.7t超 2.5t以下	NO <sub>x</sub> :0.63 (0.40)g/km PM :0.06 (0.03)g/km (10・15)	平成15年規制適合車 平成10年規制適合車 平成9年規制適合車 平成5年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	KQ -、HX - KJ -、HE - KF -、HB - KB - S - P - N - K - 記号なし	1.7t超 2.5t以下	NO <sub>x</sub> :0.63 (0.40)g/km (10・15)	平成元年規制適合車 昭和56年規制以前の適合車	T - L - J - H - 記号なし
2.5t超 3.5t以下	NO <sub>x</sub> :5.9 (4.50)g/kWh PM :0.175 (0.09)g/kWh (D13)	平成15年規制適合車 平成9年規制適合車 平成6年規制適合車 平成元年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	KR -、HY - KG -、HC - KC - U - S - P - N - K - 記号なし	2.5t超 3.5t以下	NO <sub>x</sub> :5.9 (4.50)g/kWh (G13)	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	Z - T - M - J - 記号なし
3.5t超	NO <sub>x</sub> :5.9 (4.50)g/kWh PM :0.49 (0.25)g/kWh (D13)	平成6年規制適合車 平成2年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	KC - W - U - P - N - K - 記号なし	3.5t超	NO <sub>x</sub> :5.9 (4.50)g/kWh (G13)	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	Z - T - M - J -

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の( )内の数値は、平均排出基準値を示す。  
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。

## 自動車NOx・PM法に基づく排出基準 適合車(購入対象車両)

(注) 平成17年規制適合車については、別紙 を参照して下さい。

平成22年3月

車両総重量	ディーゼル車		車両総重量	ガソリン・LPG車	
	窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号		窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号
1.7t以下	NOx:0.48 (0.25)g/km PM :0.055 (0.026)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 識別記号が 3桁のもの	1.7t以下	NOx:0.48 (0.25)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 平成12年規制適合車 平成10年アイドリング規制適合車 昭和63年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GJ-、HP- GG-、HL- R-
1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63 (0.40)g/km PM :0.06 (0.03)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 識別記号が 3桁のもの	1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63 (0.40)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成6年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GK-、HQ- GC-、HG- GA-
2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9 (4.50)g/kWh PM :0.175 (0.09)g/kWh [D13]	平成17年規制適合車 識別記号が 3桁のもの	2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9 (4.50)g/kWh [G13]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GK-、HQ- GE-、HJ- GB-
3.5t超	NOx:5.9 (4.50)g/kWh PM :0.49 (0.25)g/kWh [D13]	平成17年規制適合車 平成16年規制適合車 平成15年規制適合車 平成11年規制適合車 平成10年規制適合車 その他低PM車 識別記号が 3桁のもの KS-、HZ- KR-、HY- KL-、HM- KK-、HF- PA-、PB- PJ-、PK-等	3.5t超	NOx:5.9 (4.50)g/kWh [G13]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GL-、HR- GE-、HJ- GB-

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の( )内の数値は、平均排出基準値を示す。  
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。